

「遺言書」があり、「遺言執行者」がいる場合

「遺言執行者」が指定されている場合

相続のお手続きにあたって、お客さまにご用意いただきたい書類等は次の通りです。

「戸籍謄本」・「印鑑証明書」は**原本のご提出が必要**となります。

書類名など	入手先
お亡くなりになった方の戸籍謄本(原本) お亡くなりになった方の死亡の事実がわかるもの ※遺言書の内容によっては、相続人全員のわかる戸籍謄本が必要となる場合がございます	市区町村役場
遺言執行者さまの印鑑証明書(原本) 市区町村発行後6ヶ月以内のもの ※遺言書の内容によっては、受遺者さま、相続人全員の印鑑証明書が必要となる場合がございます	市区町村役場
遺言書(原本) 公正証書または検認済証明書の添付があるものが必要となります 原本のご提出をいただき、写しを取らせていただきます	お客さま
遺言執行者選任審判書謄本(原本) 遺言執行者さまが遺言書において指定されている場合は不要です 原本のご提出をいただき、写しを取らせていただきます	家庭裁判所
お亡くなりになった方の預金通帳・証書・キャッシュカード等 お手続きされる預金口座通帳、証書類、キャッシュカード等をご用意ください ※喪失等の場合は、「相続手続依頼書」の「所在不明」欄にその旨をご記入ください	お客さま
相続手続依頼書 「相続手続依頼書」に遺言執行者さまのご署名・押印(実印)、所定の事項のご記入が必要です ※遺言書の内容によっては、受遺者さま、相続人全員の署名・押印(実印)が必要となる場合がございます	当行本支店窓口
受領書 現金での払戻しの場合に必要となります ※払戻金を振込む場合は必要ありません	当行本支店窓口
届出事項変更届・新印鑑届 預金等を名義変更で相続される場合に必要となります	当行本支店窓口
再交付通帳等受取書 お亡くなりになった方の預金通帳の所在が不明で、かつ預金等を名義変更で相続される場合に必要となります	当行本支店窓口
委任状及び代理人の印鑑証明書 代理人による相続手続きの場合に必要となります	当行本支店窓口